



- 行田市では、高齢者や子育て世代をはじめ、すべての世代の方が安心して快適に暮らすことができるよう、「コンパクト・プラスネットワーク」の考え方による持続可能なまちづくりに向けて、「行田市立地適正化計画」を策定しました。
- この計画では、福祉・商業などの施設を誘導する「都市機能誘導区域」と、居住を維持・誘導するための「居住誘導区域」を定めており、その区域外で以下の対象となる行為を行う場合には、都市再生特別措置法に基づく届出が必要になります。

届出の対象となる行為

【届出対象①】都市機能誘導区域外で行う次の行為

開発行為

- ◆ 誘導施設を有する建築物の建築目的の開発行為を行うとする場合

建築等行為

- ◆ 誘導施設を有する建築物を新築しようとする場合
- ◆ 建築物を改築し、誘導施設を有する建築物とする場合
- ◆ 建築物の用途を変更し、誘導施設を有する建築物とする場合

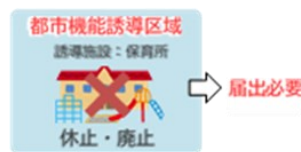


【届出対象②】都市機能誘導区域内で行う次の行為

誘導施設の休廃止

- ◆ 都市機能誘導区域内で、誘導施設を休止、または廃止しようとする場合

(例)「保育所」を休止・廃止する場合



【届出対象③】居住誘導区域外で行う次の行為

開発行為

- ◆ 3戸以上の住宅の建築目的の開発行為
- ◆ 1戸又は2戸の住宅の建築目的の開発行為で、1,000㎡以上の規模の開発行為

(例) 3戸の開発行為



(例) 1,300㎡1戸の開発行為



(例) 800㎡2戸の開発行為



建築等行為

- ◆ 3戸以上の住宅を新築しようとする場合
- ◆ 建築物を改築し、又は建築物の用途を変更して3戸以上の住宅とする場合

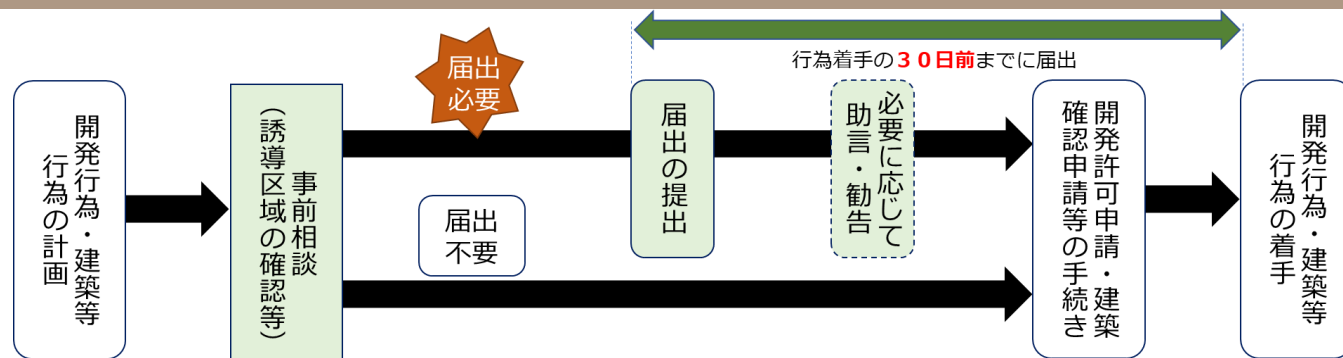
(例) 3戸の建築行為



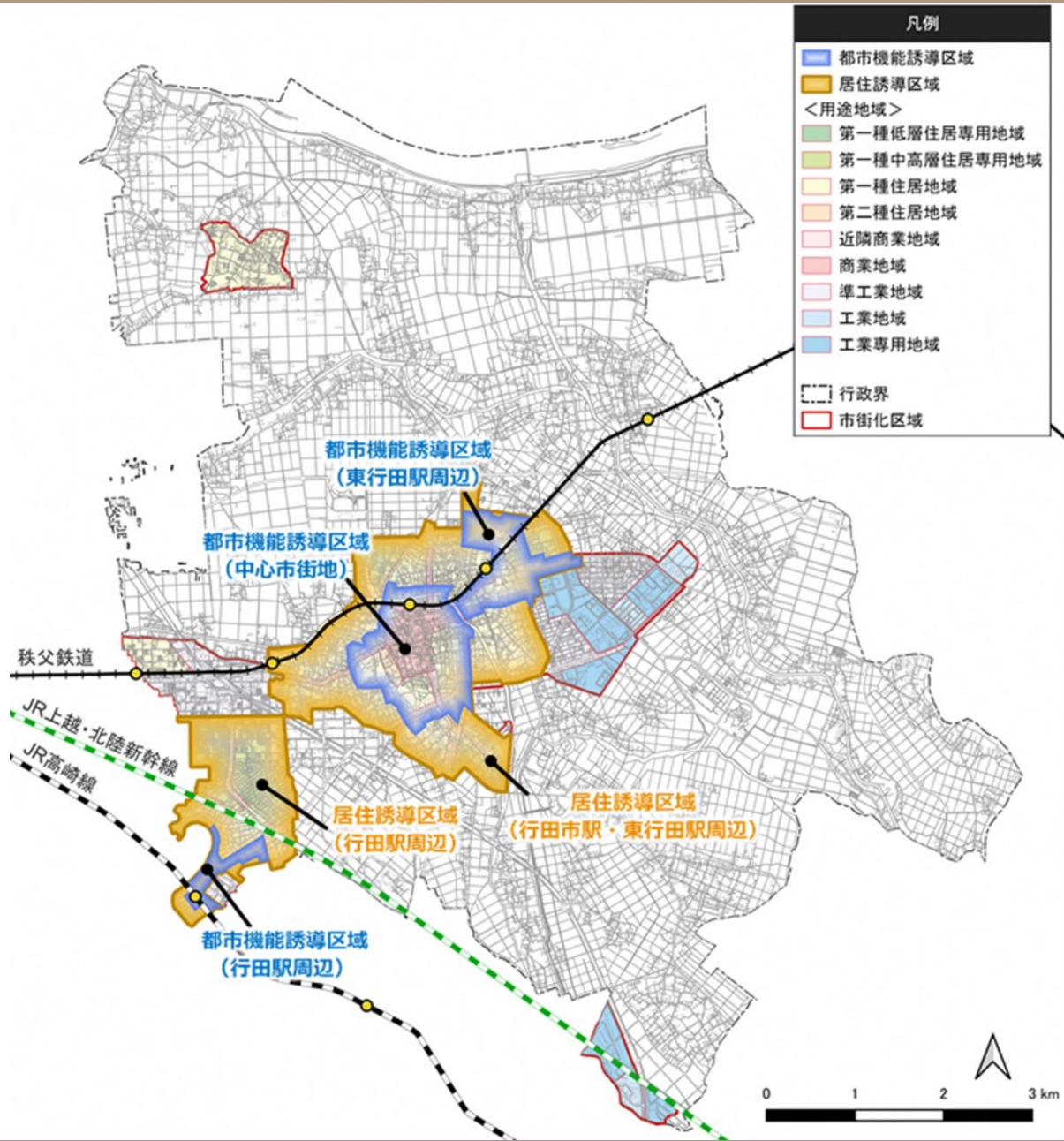
(例) 1戸の建築行為



届出の流れ



対象区域（都市機能誘導区域・居住誘導区域）



対象となる施設（誘導施設）

機能	対象施設	都市機能誘導区域			左記以外の地域
		中心拠点 (中心市街地)	地域拠点 (行田駅周辺)	生活拠点 (東行田駅周辺)	
行政	市役所(本庁舎)	●	—	—	—
高齢者 福祉	通所系事業所	●	●	●	—
	訪問系事業所	●	●	●	—
	居宅介護支援事業所	●	●	●	—
障がい者 福祉	入所系施設	●	●	●	—
	通所系事業所	●	●	●	—
	訪問系事業所	●	●	●	—
	特定計画相談支援事業所	●	●	●	—
子育て	共同生活支援事業所	●	●	●	—
	保育所	●	●	●	—
	子育てコミュニティ施設	●	●	●	—
商業	一時預かり施設	●	●	—	—
	スーパーマーケット	●	●	●	—
医療	病院	—	—	●	—
	診療所	●	●	●	—
金融	銀行・その他金融機関	●	●	●	—
	郵便局	●	●	●	—
教育	小学校・中学校	●	—	●	—
	博物館	●	—	—	—
文化	産業文化会館	●	—	—	—

- : 誘導施設に設定
- ➡ : 休止、廃止をする際に届出が必要
- : 誘導施設の設定なし
- ➡ : 当該施設の開発・建築等行為をする際に届出が必要

